

# 「幼児教育・保育の無償化」の認定手続きについて

## 1 無償化の対象

幼児教育・保育の無償化では、3～5歳児クラスの子どもの認可保育園、認定こども園、幼稚園等の基本保育料のほか、認定こども園・幼稚園の預かり保育料、認証保育所や認可外保育施設等の利用料についても上限額の範囲内で無償化されます。（下表参照）

無償化の対象は、認可保育園や認定こども園等を利用できていない方で、保護者のいずれもが保育の必要性の事由（“就労”や“妊娠・出産”等）に該当する方です。

無償化の給付を受けるためには、事前に『施設等利用給付認定』を受ける必要があります。

無償化の対象施設・保育サービス				
	認可保育園、認定こども園、幼稚園(新制度移行園)※1	認定こども園、幼稚園の預かり保育 ※2	認証保育所 認可外保育施設 ※3	一時保育、病児保育、 ファミリーサポートセンター事業 ※3
対象クラス	3～5歳児クラス	3～5歳児クラス	① 3～5歳児クラス ② 0～2歳児クラス(住民税非課税世帯に限る)	
無償化の範囲	基本保育料の全額 (延長保育料・実費徴収分を除く)	預かり保育利用料のうち、 月額11,300円まで ※4	利用料のうち、 ① 月額37,000円まで ② 月額42,000円まで	
対象	「教育・保育給付認定」 を受けていること	「施設等利用給付認定」を受けていること 認定申請手続きが必要です  『保育の必要性』が確認できる場合は無償化の対象となります。		

※1 子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園の場合は、学校運営課幼稚園係へお問い合わせください。

※2 預かり保育を実施していない、又は預かり保育が十分な水準ではない場合（平日の教育時間を含む提供時間が8時間未満、又は年間開所日数200日未満）は、認可外保育施設等の利用料についても無償化の対象となる場合があります。（上限額あり）

※3 認可保育園、認定こども園(保育園機能)、地域型保育事業、幼稚園(※2を除く)等に在籍している場合は対象外です。

※4 預かり保育の利用日数に応じて月額上限額が異なります。(月額上限額＝日額上限(450円)×利用日数)

## 2 認定申請の手続き

無償化の対象となるには、保護者の方の就労等による『保育の必要性』があり、施設等利用給付認定(2号・3号)を受ける必要があります。

- ・認定日は、認定申請日より前に遡ることはできません。
- ・就労や出産、疾病等の保育を必要とする事由によって、『保育の必要性』を審査し、認定した場合は、「施設等利用給付認定通知書」を送付します。申請時期によっては、通知が遅れる場合があります。

### 必要書類

- ・施設等利用給付認定申請書（2号・3号認定用）
- ・保育の必要性が確認できる書類(父母分)等 ……裏面参照

### 提出先

#### 保育課 入園・認定係

郵送での提出にご協力ください。窓口で提出される場合は事前に日時を予約してください。区立子ども園に在籍の場合は直接園に提出も可能です。

※ 『保育の必要性を確認できる書類』は、裏面を参考にご用意ください。各証明書や申立書類は新宿区のホームページからダウンロードいただけます。

※ 認可保育園等の入園申込みにより、既に教育・保育給付認定を受けている方で、就労(予定)証明書等で『保育の必要性』が継続していることが確認できる場合は、施設等利用給付認定を受けているとみなすことができ、申請が不要となることがあります。

## 保育を必要とする事由（保育の必要性）と認定期間

保育を必要とする事由は、認定申請時に提出された就労(予定)証明書や診断書(区様式)等により審査し、認定します。

就労(月48時間以上の労働が常態)	最長で就学前まで
妊娠・出産	出産月を中心に前後2か月
疾病・心身障害	療養を必要としなくなるまで
同居親族の常時介護・看護	介護を必要としなくなるまで
災害復旧活動	必要な期間
継続的な求職活動(起業準備含む)	3か月以内
就学または職業訓練 ※	就学期間中
その他、区が特別に認める場合	必要な期間

※ 学校教育法に定める学校、職業訓練施設、就労に必要な技能習得のため専修学校等に限りません。

## 保育の必要性を確認できる書類 ※ 父・母分それぞれ提出(ひとり親世帯の場合は1人分)

保護者の状況により、『保育の必要性』を確認するために必要となる書類が異なります。就労(予定)証明書、診断書(区様式)、各種申立書等、下表を参考に該当する書類をご用意ください。

① 雇用されている場合 (親族経営の場合は②)		「就労(予定)証明書」 ※ 育児休業から復職する方は「復職に関する申立書」もご提出ください。 ◇交代(シフト)制勤務の場合は直近2か月分の勤務(シフト)表の写しを添付してください。 ◇同伴就労されている場合は「就労状況申告書」もご提出ください。
② 在宅勤務・自営業(フリーランスを含む)や会社経営・親族経営の会社で勤務の場合		「就労(予定)証明書」、「就労状況申告書」、「資格を示すもの(開業届、履歴事項全部証明書、営業許可証等の写し)」、「仕事の内容、仕事量がわかるもの(パンフレットや受注表、請求書等の写し)」、「仕事の実績がわかるもの(源泉徴収票や就労者の確定申告書(控)の写し等)」
③ 育児休業 申請児童の下のお子さんの育児休業中に引き続き利用する場合		「就労(予定)証明書(育児休業期間が記入されていること)」、 「保育受託証明書」 ◇育児休業取得前から保育施設を利用していることが要件です。
④ 求職活動中の場合 (起業準備を含む)	就労内定	「就労(予定)証明書」 ◇仕事が内定している場合は「就労(予定)証明書」を提出。就労を始めたときは、原則としてひと月分以上の実績が分かる書類(給与明細の写し等)が必要です。
	求職活動中	「求職・出産要件に関する申立書」、「求職活動の状況がわかる書類(ハローワークカードの写し等)」
⑤ 出産前後の場合		「求職・出産要件に関する申立書」、「母子健康手帳(表紙と出産予定日のページ)の写し」
⑥ 病気や心身に障害がある場合		「診断書(保護者用)」、「身体障害者手帳の写し」、「愛の手帳の写し」、「通所の状況を確認できる書類」等 ◇家庭内でお子さんを保育できない状況を証する書類をご提出ください。
⑦ 同居親族の介護(付き添い)の場合		「診断書(介護用)」、「介護または付き添いに関する申立書」、「介護の必要な状況がわかる書類(ケアプラン等)」 ◇介護の理由が心身障害の場合は、「身体障害者手帳」や「愛の手帳」の写しもご提出ください。
⑧ 就学の場合		「在学証明書」、「時間割表(カリキュラム表)」、「学校のパンフレット類」など

## 状況により必要となる書類

ひとり親世帯の場合	「ひとり親世帯の状況申告書」 ◇離婚前提の別居等をされている方もご提出ください。
外国籍の場合	「在留資格を証明する書類(在留カード(表裏)の写し等)」 ◇就労できない在留資格(家族滞在や就学等)の場合は、「資格外活動許可書」もご提出ください。
認可保育園等への入園申込みを行っていない場合	「保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書」

【問合せ先・提出先】 新宿区子ども家庭部保育課入園・認定係（区役所本庁舎 2階 14番窓口）  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1  
電話：03-5273-4527（直通） FAX：03-3209-2795

令和3年11月